

一般社団法人日本臨床耳鼻咽喉科医会
入会金及び会費規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本臨床耳鼻咽喉科医会(以下「本会」という。)定款第 7 条に定める会員の入会金及び会費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会費及び入会金)

第2条 本会の会費及び入会金の額は、次のとおりとする。

(1) 会 費

A会員	年額 金 15,000 円
但し、10 月 1 日以降に入会した場合は、初年度のみ金 9,000 円	
B会員	年額 金 4,000 円
C 会員	① 医療機関の開設者、管理者及びそれに準ずる者であつて、外来診療を行う会員 年額 金 15,000 円
	② ①以外の会員 年額 金 2,000 円
D 会員	年額 金 2,000 円
賛助会員	年額 金 100,000 円

(2) 入会金

A会員	金 6,000 円
B会員	なし
C 会員	なし
D 会員	なし
賛助会員	なし

- 2 外来診療を行っている C 会員が、今後は診療を行わないとする時は 9 月末までに所定の用紙で本会にその旨を届出ることにより、次年度より前項のC会員②の会費とする。
- 3 B会員がA会員となった場合、事務手数料として、第 1 項第 2 号に定める A 会員の入会金と同額を納入しなければならない。
- 4 B会員がA会員となった場合、第 1 項第 1 号に定める A 会員と B 会員との会費の差額を納入しなければならない。A会員がB会員又は C 会員となった場合であっても、会費の差額は返金しない。
- 5 入会金及び事務手数料は返金しない。
- 6 第2項の届出は、当該会員が所属する都道府県耳鼻咽喉科医会を経由して行うものとする。
- 7 第 3 項及び第 4 項の納入は、当該会員が直接本会に対して行うものとする。

(会費及び入会金の納入)

第3条 前条第1項第1号に定める会費は、毎事業年度末日までに翌年度分を前納することとする。

2 A会員、B会員及びC会員の入会金及び会費(以下「会費等」という。)又は事務手数料の納入は、当該会員が直接本会に対して行う。

3 第2条第1項第1号A会員の但書(10月1日以降に入会した場合)を除いて、事業年度途中で入会または退会した会員の会費については、前条第1項第1号に定める額の全額を納入しなければならないものとし、月割の取り扱いはしない。

4 会費等の分納は認めない。但し、理事会がやむを得ない事由があると認めた場合はこの限りでない。

5 退会届を提出するときに、会費その他について滞納がある場合は、遅滞なくこれを完納しなければならない。退会までに完納されなかった場合、退会後もその支払義務を免れない。

6 退会した者が再び入会しようとする場合において、退会までに滞納した会費がある者は、入会申込書の提出に先立ち、滞納した会費を納めなくてはならない。

7 入会金の納入は、一時払いを原則とする。

(会費の請求)

第4条 第2条第1項第1号の会費は、毎事業年度11月に次年度分を請求する。

(未納者への督促)

第5条 前年度末までに会費の納入がない会員については、本会事務局から督促を行う。

2 前項の督促を受けたにも関わらず、2年以上会費の納入がない会員については、理事会の承認を経て、定款の定めに従い会員の資格喪失手続を行う。

(年額の起算)

第6条 会費の年額の起算は、事業年度による。

2 事業年度は、4月1日から翌年の3月31日をいう。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、代議員会の決議により行う。

附則

1 この規程は、一般社団法人日本臨床耳鼻咽喉科医会設立の時から施行する。

2 第2条第1項に定める会費及び入会金については、事業の拡大に伴い、本会成立から2年後に増額を検討するものとする。

3 第3条第2項の定めに関わらず、会費等徴収の体制が整っていないと理事会が認めた都道府県耳鼻咽喉科医会については、その体制が整うまでの間、本会に直接納入することができるものとする。

附則(令和 6 年 5 月 15 日改正)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附則(令和 8 年 5 月 20 日改正)

- 1 この規程は、改正日(令和 8 月 5 月 20 日)から施行する。
- 2 第 2 条第 7 項及び第 3 条第 2 項の規定に関わらず、本会の用いる入金管理システム(シクミネット)を導入していない都道府県耳鼻咽喉科医会に所属する会員については、D会員は勤務地又は居所を管轄する都道府県耳鼻咽喉科医会を経由して、それ以外の会員については所属する都道府県耳鼻咽喉科医会を経由して行うことができるものとする。